

地球温暖化対策検討部会における検討状況について

1. 検討状況の概要

(1) 開催日

- ・ 第1回 平成30年10月10日
- ・ 第2回 同年11月8日

(2) 検討の進め方

- ① 地球温暖化を取り巻く状況と本市の対応等を踏まえ、地球温暖化対策を推進するための条例及び（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラムの検討にあたっての背景を改めて確認した。
- ② 検討にあたっては、国の施策の枠組みや他政令市の事例、（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラムについてはモデル事業の結果等を踏まえつつ、本市の特色も考慮して議論を進めることとした。

(3) 主な検討内容

① 地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について

- ・ 市の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための条例の位置付けや目的、盛り込むべき内容等について、以下の方向で検討を行っている。

(ア) 条例の位置付け

- ・ 仙台市環境基本条例に定める地球環境保全の推進に関し、市の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる事項を定める

(イ) 「仙台市地球温暖化対策推進計画」との関係

- ・ 条例では、市、事業者、市民及び滞在者の責務や役割等の基本的な方針や取り組みなどを規定し、計画では、温室効果ガス削減等の目標や具体の施策を盛り込む

(ウ) 条例の目的

- ・ 市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにする
- ・ 地域経済の発展及び市民生活の向上との両立を図る
- ・ 災害や気候変動による脅威に備えた強靱で安全・安心な地域社会と、地球環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現し、杜の都の良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

(エ) 条例に盛り込むべき内容

- ・ 市、事業者、市民及び滞在者の責務等
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する計画の策定
- ・ 市、事業者、市民の取り組み
事業活動に係る地球温暖化対策や日常生活に係る地球温暖化対策、自動車等に係る地球温暖化対策、再生可能エネルギー等の利用促進など

② (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて

- ・ 制度化にあたっての視点を以下のとおり整理し、検討を行っている。
 - 事業者にとって負担が過大とならず、参加しやすい仕組み
 - 事業者に対する、行政からの積極的なコミュニケーション
 - 事業者の取り組みを他事業者へ普及、水平展開する仕組み

(ア) アクションプログラムに取り組む意義

- ・ 事業者自らのエネルギーコスト及び温室効果ガス排出量の削減を図る
- ・ 地球温暖化対策への取り組みにより地域へ貢献するとともに、企業の持続可能な発展と新たな成長に繋げる

(イ) 制度対象者

- ・ 産業・民生業務の対象規模は、エネルギー使用量原油換算 1,500 キロリットル以上の事業所、またはエネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスのうちいずれかの排出量が 3,000 トン以上の事業所（エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律の規模要件に準じる）
- ・ 運輸部門についても制度対象とし、対象規模は保有車両台数 100 台以上の運送事業者
- ・ 上記以外の事業者については任意とし、参加を促す仕組みを検討

(ウ) 制度の基本事項

- ・ 取り組みの期間や温室効果ガス排出量の削減目標など制度の基本事項について、事業者の排出量や取り組み状況を客観的に把握できるような仕組みを検討

(エ) 助言・支援

- ・ 事業者の削減の取り組みを支援するため、市から助言や情報提供を行い、事業者と積極的にコミュニケーションを図る

(オ) 評価・表彰

- ・ 事業者の取り組み状況を評価し、優良事業者については表彰する仕組みにより、事業者の取り組み意欲向上を図るとともに優良事例の水平展開を図る

(カ) 中小規模事業者の参加を促す仕組み

- ・ 書類作成負担を軽減する仕組み、削減の取り組みを支援する仕組み、対外的なアピール機会を創出する仕組みを検討

2. 今後の予定

平成 30 年 12 月 20 日 第 3 回検討部会において中間案の取りまとめに向けた議論